



# 平成28年度 古賀市任期付職員採用試験募集要項

平成28年12月22日  
福岡県古賀市

## 1 第一次試験日

平成29年2月5日（日）

## 2 受付期間

平成28年12月22日（木）～平成29年1月16日（月）  
8時30分～17時00分

- ※ 但し、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除きます。
- ※ 郵送の場合は、平成29年1月16日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。

### ～古賀市が求める人材～

古賀市では、総合振興計画を核として古賀市の目標を実現するために様々な取り組みを進めています。

そのために必要な人材として、期待される職員像を明示しています。

- ★ 全体の奉仕者としての使命感と倫理観
- ★ 市民と地域への熱い思い
- ★ 創造性と挑戦
- ★ 協力とコミュニケーション

市民と市職員が一体となり、まちづくりを積極的に進めていくため、  
職員の市内居住を奨励しています。

### 3 試験区分、勤務形態、主な仕事内容、採用予定数

| 試験区分             | 勤務形態       | 主な仕事内容                          | 採用予定 | 任用期間 |
|------------------|------------|---------------------------------|------|------|
| 事務職員             | 常時勤務       | 一般的な行政事務及び窓口業務                  | 4人程度 | 3年間  |
| 保育士              | 常時勤務       | 一般的な行政事務及び<br>保育士業務             | 1人程度 |      |
| 療育指導員<br>(作業療法士) | 週4日<br>勤務  | 一般的な行政事務及び<br>発達相談や療育に関する業務     | 1人程度 |      |
| 療育指導員<br>(臨床心理士) | 週4日<br>勤務  | 一般的な行政事務及び<br>発達相談や療育に関する業務     | 1人程度 |      |
| 療育指導員<br>(言語聴覚士) | 月16日<br>勤務 | 一般的な行政事務及び<br>発達相談や療育に関する業務     | 2人程度 |      |
| 家庭児童相談員          | 週4日<br>勤務  | 一般的な行政事務及び<br>発達相談や療育に関する業務     | 2人程度 |      |
| 特別支援教育<br>主任相談員  | 月16日<br>勤務 | 一般的な行政事務及び<br>支援を必要とする子ども達のサポート | 2人程度 |      |
| 少年センター<br>相談員    | 月16日<br>勤務 | 一般的な行政事務及び<br>青少年に関する相談業務       | 1人程度 |      |

(注1) 採用予定数は変更になる場合があります。申込みは上記試験区分のうち1つに限ります。

(注2) 全ての区分において、年齢要件はありません。

(注3) 任期付職員とは、古賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定により採用される、任用期間に定めのある職員のことです。

(注4) 任期付職員の身分は、一般職の地方公務員（古賀市職員）となりますので、任期の定めのない常勤職員と同様に地方公務員法の適用を受けます。

(注5) 勤務する曜日等については、勤務時間関係等の条例・規則等の定めによります。

## 4 受験資格

| 試験区分             | 受験資格  |
|------------------|---|
| 事務職員             | 普通自動車運転免許を所持し、基本的なパソコン操作（文書作成や表計算処理等）ができる人  |
| 保育士              | 普通自動車運転免許を所持し、保育士の資格を有し、かつ認可保育所において保育士としての実務経験が2年（週20時間以上の勤務）以上ある人<br>※正規、非正規など雇用形態は不問  |
| 療育指導員<br>（作業療法士） | 普通自動車運転免許を所持し、作業療法士の資格を有する人   |
| 療育指導員<br>（臨床心理士） | 普通自動車運転免許を所持し、臨床心理士の資格を有する人   |
| 療育指導員<br>（言語聴覚士） | 普通自動車運転免許を所持し、言語聴覚士の資格を有する人   |
| 家庭児童<br>相談員      | 普通自動車運転免許を所持し、次のいずれかに該当する人<br>① 学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人<br>② 社会福祉士の資格を有する人<br>③ 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した人<br>④ 臨床心理士の資格を有する人 |
| 特別支援教育<br>主任相談員  | 普通自動車運転免許を所持し、小学校又は中学校教諭のいずれかの資格を有し、かつ特別支援の実務経験（WISC等心理知能検査経験含む）がある人  |
| 少年センター<br>相談員    | 普通自動車運転免許を所持し、教育相談分野の実務経験がある人   |

（注1）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号に該当する人は受験できません。

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・古賀市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（注2）国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等については次のとおりです。

ア 受験資格 … 次のいずれかに該当する人

- ① 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

イ 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する職務又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

※ 公権力の行使に該当する職務とは

- ① 市民の権利又は自由を一方向的に規制することとなる職務
- ② 市民に義務又は負担を一方向的に課すこととなる職務
- ③ 市民に対し強制力をもって執行する職務

（例）市税の賦課・督促・滞納処分、生活保護の決定、都市計画等の決定及び立入調査等

※ 公の意思の形成への参画に携わる職とは

本市の「事案決裁規程」等に定める決裁の権限を有する職（ライン職）で課長職以上の職及び市の基本施策にかかわる企画・人事・財政運営など施策的判断の決定に携わる職が該当します。

## 5 受験手続

| 手続              | 期間  | 種別  | 内容  |
|-----------------|---|---|---|
| 募集要項<br>・申込書の配布 | 平成28年<br>12月22日(木)<br>～平成29年<br>1月16日(月)  | 古賀市<br>ホームページ   | 古賀市ホームページからダウンロードできます。<br>・・・左列中段の「職員募集」→「任期付職員採用」  |
|                 |   | 公共機関窓口  | 市役所受付、人事課、サンコスモ古賀、リーパスプラザ<br>こが、隣保館「ひだまり館」で配布しています。   |
|                 |   | 郵送による請求   | ・宛先：〒811-3192<br>古賀市駅東一丁目1番1号<br>古賀市役所 人事課 行政管理係<br>・封筒の表に「受験申込書請求」と朱書<br>・返信用封筒(A4サイズ)を入れる<br>・・・宛先明記、140円切手貼付   |
| 受験<br>申込み       | 平成28年<br>12月22日(木)<br>～平成29年<br>1月16日(月)<br><br>8:30～17:00<br><br>※土曜日・日曜日・<br>祝日・年末年始<br>(12/29～1/3)は除<br>きます。 | 提出書類  | ①採用試験申込書<br>②受験票<br>③面接カード<br>※ 提出された応募書類は、一切返却しません。<br>※ 記載された個人情報は、採用試験及び採用に関する<br>事務以外の目的には使用しません。   |
|                 |   | 提出方法  | ・市役所人事課行政管理係に提出又は郵送<br>【郵送による申込みの場合】<br>・1月16日(月)までの消印有効<br>・書類完備のものに限り受付<br>・宛先：〒811-3192<br>古賀市駅東一丁目1番1号<br>古賀市役所 人事課 行政管理係<br>・封筒の表に「事務職員」等の試験区分を朱書<br>・簡易書留<br>(締め切り間近の場合は「速達」でお願いします。) |
| 受験票<br>の交付      | 平成29年<br>1月下旬   | 平成29年1月26日(木)までに受験票が到着しない場合は、古賀市役<br>所人事課行政管理係までお問い合わせください。 |   |

## 6 試験日時、試験種目及び試験会場

### 第一次試験(全ての試験区分)

| 試験日時  | 試験区分        | 試験種目                         | 会場   |
|---|-------------|------------------------------|--|
| 平成29年2月5日(日)<br><br>受付時間<br>午前8時30分～<br>午前9時00分 | 事務職員<br>保育士 | 適性検査<br>午前9時20分～<br>午前11時00分 | 古賀市保健福祉総合センター<br>「サンコスモ古賀」<br>古賀市庄205番地<br>試験当日連絡先<br>092-942-1150 |
|   | 上記以外        | 上記に加え<br>面接試験                |  |

(注1) 事務職員・保育士以外の試験区分は第二次試験は実施しません。

(注2) 事務職員・保育士以外の試験区分の第一次試験終了予定時刻及び試験に関する必要事項については、受験票の「備考欄」に記入のうえ、返送します。

(注3) 計算機能又は翻訳機能がついた腕時計等の試験場内持込は禁止します。また、携帯電話を時計がわりに使用することも禁止します。

(注4) 車イスを使用されるなど受験に際して配慮が必要な方は、申込時にその旨をお伝えください。

## 第二次試験（事務職員・保育士のみ）

| 試験日時                | 試験区分 | 試験種目      |
|---------------------|------|-----------|
| 平成29年2月19日（日）<br>予定 | 事務職員 | 面接試験      |
|                     | 保育士  | 面接試験・実技試験 |

（注1）試験の詳細については、第一次試験の合格者に文書で通知します。

## 7 合格者の発表

|            | 期日（予定） | 掲示場所   |
|------------|--------|--|
| 第一次試験合格者発表 | 2月中旬   | 古賀市役所前掲示板・粕屋農業協同組合青柳支所前掲示板<br>粕屋農業協同組合小野支所前掲示板・古賀市ホームページ |
| 第二次試験合格者発表 | 2月下旬   |  |

（注1）事務職員・保育士以外の試験区分は第一次試験合格者を最終合格者とします。

（注2）合否に関わらず本人に結果通知を郵送します。

（注3）電話による合否のお問い合わせはお断りします。

（注4）受験者数が採用予定数以下であっても、試験の成績によっては合格としないことがあります。

（注5）受験資格がないこと、また、申込書類の記載事項を偽って記入したことが判明した場合は、合格・採用を取り消します。

（注6）任期の定めのない常勤職員の採用とは関係ありません。

## 8 合格から採用まで

合格者は、古賀市任期付職員の採用候補者名簿に平成30年3月末まで掲載され、平成29年4月1日以降、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務が発生した場合に、必要に応じて採用されます。

## 9 給与

給与は次の額が目安となります（平成28年4月現在の基準額を基にして算出した参考額です）。

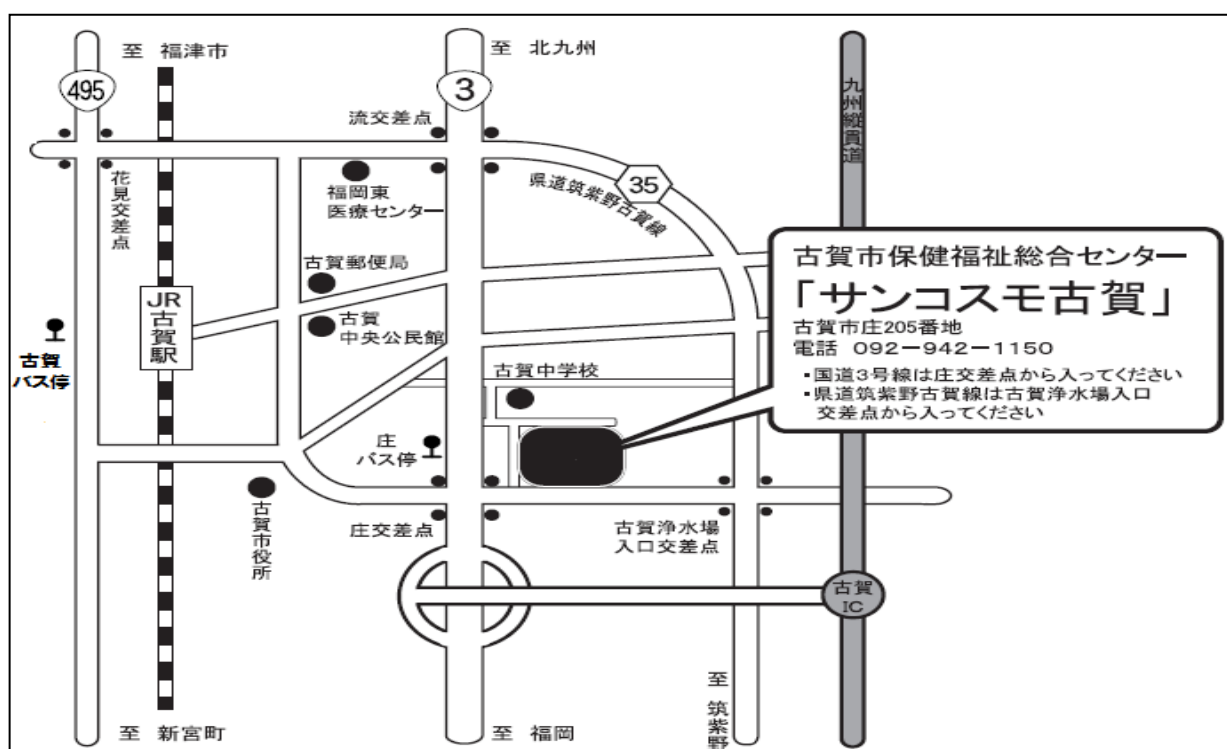
| 試験区分         | 月額         | 年額（賞与等を含む）   |
|--------------|------------|--------------|
| 事務職員         | 198,114円程度 | 3,217,369円程度 |
| 保育士          | 198,114円程度 | 3,217,369円程度 |
| 療育指導員（作業療法士） | 181,811円程度 | 2,963,518円程度 |
| 療育指導員（臨床心理士） | 181,811円程度 | 2,963,518円程度 |
| 療育指導員（言語聴覚士） | 165,282円程度 | 2,694,094円程度 |
| 家庭児童相談員      | 181,811円程度 | 2,963,518円程度 |
| 特別支援教育主任相談員  | 165,282円程度 | 2,694,094円程度 |
| 少年センター相談員    | 144,082円程度 | 2,348,534円程度 |

※採用から1年間の年額は、上表に達しない場合があります（初回賞与額算定にかかる在職期間が短いため）。

※このほかに通勤手当、時間外勤務手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます。

※上表の額から、所得税・社会保険料等が控除されます。

## ＝ 試験会場案内図 ＝



### 最寄りの交通機関

- JR鹿児島本線…「古賀」駅東口より徒歩25分
- 西鉄バス〈急行〉赤間・福岡線（都市高速・国道3号経由）…「庄」バス停より徒歩3分
- 西鉄バス〈26A〉赤間・天神線（都市高速・国道495号経由）…「古賀」バス停より徒歩30分

### 【申込み・問合せ先】

**古賀市役所 総務部 人事課 行政管理係**

〒811-3192 古賀市駅東一丁目1番1号

(092) 942-1121 [人事課直通]

Eメール : g-kanri@city.koga.fukuoka.jp

職員採用情報、古賀市の情報については、こちらをご覧ください。

＜古賀市ホームページ＞ <http://www.city.koga.fukuoka.jp/>

(左列中段に「職員募集」のアイコンがあります)